

賢く  
備える

# これだけは知っておきたい、相続、のこと



同ったのは…

一言で相続と言っても、財産の内容や相続人の数などによって、話し合うべきことや、すべき手続きが異なります。「親子の会話術」「知識・情報の収集」「事前対策」の3つのステップで、司法書士の山口里美さんと牧沙緒里さんにアドバイスをもらいました。



山口里美さん

司法書士法人・行政書士法人コスモ代表社員。創業20年目。グループ8拠点。著書は10冊。金融機関や生命保険会社などの主催での講演活動は年間50回以上。



牧沙緒里さん

司法書士法人一休法律事務所コスモ岡山代表。司法書士。相続、遺言、民事信託、成年後見の実務現場に詳しく、年間相談件数は500件を超える。家族信託普及協会認定家族信託専門士。

## ステップ1～親子の会話術～

Q

散らかった実家を片付けるために母親に掛ける言葉は？①「こんな捨てるなら危ないわよ」

A 親子とはいえ、親しき仲にも礼儀あり。正解は②。

自分の価値を親に押し付けるのは厳禁です。あなたが、不要と思ったものでも、親には大切なものである可能性も。「なんでこんなもの取っておくの？ 要らないでしょ」と高圧的な態度を取れば、心のドアを閉ざされかねません。「遺されたら全部ゴミになるのよ！」×「思い出の品を一緒に整理しようね」○「こんなもの要らないでしょ！」×「この中で一番好きなものは？」○ 親の意見を尊重し、優しい表現で、相談するスタンスを取ることがコツ。

Q

親の重要書類や印鑑など、親が亡くなった場合、どうなる？

A 重要書類は、保管場所の確認を。親が亡くなった場合、口座は凍結、簡単に解除はできません。

下のリストにある重要書類が実家のどこにあるか分かりますか。これらが見つからないと後々困る可能性が高くなります。親が亡くなり、口座が凍結したとします。これを解除するには、故人が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本や相続人の戸籍謄本などが必要になる場合が多く、それらを集めるのに1週間～1カ月程度要します。

これらを集めたうえで、遺言書もしくは、相続人全員の印鑑証明書付きの遺産分割協議書がないと解約はできません。

### 重要書類一覧（一例）

- 印鑑
- 預金通帳
- 保険証券
- 年金手帳
- パスポート
- 土地などの権利証
- クレジットカード
- マイナンバーカード

## ステップ2～知識・情報の収集～

Q

もし3000万円を相続したら、税金はいくら？

A 相続財産が「基礎控除」以下なら非課税に。相続人が少ないと税負担も大きくなります。

相続税を納めるのは財産をもらった人ですが、財産をもらった人全員が相続税を納める訳ではありません。基礎控除以下であれば、税務署に申告する必要もありません。基礎控除額は下記の式で計算。現金や有価証券だけでなく、不動産評価額も含まれるので、注意が必要です。

相続人が子ども2人で相続財産が6000万円（1人当たり3000万円）だった場合、基礎控除は4200万円。1800万円に相続税が課せられます（1人当たりの法定相続分に応じた取得金額は900万円）。つまり発生する相続税は180万円。180万円を2人で半部ずつ負担することになり、税額は1人90万円です（表）。

相続には、さまざまな軽減措置も用意されているので、相続財産が基礎控除額を超えていても、税金を負担せずに済むこともあります。

法定相続分に 応じた取得金額	税率	控除額
1000万円以下	10%	—
3000万円以下	15%	50万円
5000万円以下	20%	200万円
1億円以下	30%	700万円
…	…	…

$$\text{基礎控除額} = 3000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times \text{法定相続人の数}$$

Q

相続財産が実家だけですが、実家が売れない場合どうなりますか？

A 岡山市は、6軒に1軒が空家。2015年には、空き家対策の特別措置法が施行。改善勧告を受けると、固定資産税が最大4.2倍に。

岡山市の空家は推定5万5000戸（平成25年総務省調べ）。全国の空家率が13.5%なのに対し、岡山市は15.7%（岡山県15.8%）。約6軒に1軒が空家という状況です。空き家対策は、相続対策の一つです。居住可能なうちに、リフォーム、賃貸、売却などを検討するのも手です。

また、売れない実家を放置していると、どんどん荒れていきます。こうした空き家が全国的に増加していることを受け、政府は2015年に「空き家対策の推進に関する特別措置法」を施行。倒壊などの恐れのある状態、衛生上有害などの条件に当てはまると、「特定空家」に認定され、行政から改善勧告を受けることになります。改善勧告を受けた時点で、固定資産税が最大4.2倍に増額されるので注意が必要です。

Q

空家となった実家の買い手がみつかりませんが、登記名義が曾祖父に…

A 相続登記を済ませていない不動産は売却手続きできません。司法書士に相談を。

登記名義が亡くなった曾祖父だった場合、曾祖父が生まれてから亡くなるまでの戸籍謄本、住民票などの調査も必要に。名義もっと前の代のご先祖様だった場合は、本人の戸籍謄本を取得すること自体大変ですが、何より相続人が増え、印鑑を集めるだけで一苦労となり、調査は困難を極めます。

「名義なんて変えなくていいのでは」と思う方もいるかもしれませんが、相続登記を済ませていない不動産は、売却手続きができません。この問題につきまづ、空き家で放置されている不動産は多いのです。

実家を売ろうと考えているなら、必ず名義変更が必要です。そのまま放置すると、自分の子世代を煩わせてしまうので、必ずなるべく早めに対処を。この問題は、自力解決が難しいので、司法書士に相談するのがお薦めです。

## ステップ3～事前対策がカギ～

**生前贈与** 相続税を減らす方法の一つが生前贈与です。最近では、「自分の目の黒いうちに贈与しておきたい」という相談も増えて、相続相談の動きが変わってきているのが現実。しかし贈与には、高額な贈与と課税の問題があります。普通に贈与すると、年間110万円を超えると贈与税が発生（暦年課税）。また、一定の条件を満たすと、2500万円までの贈与が非課税になる「相続時精算課税制度」もあり、これらの非課税枠の活用も検討を。

**成年後見制度** 成年後見制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。法定後見制度は、すでに判断能力が不十分と判断された人に、家庭裁判所で後見人を選ぶもの。法定後見制度が認知症になった後の対策であるのに対し、「任意後見制度」は、元気づち本人の意思によって誰を後見人にするかを決めておくものです。実際に認知症になった際、通常本人しかできない預金や不動産の管理などの手続きを自分で選んだ人にもしてもらえます。

**遺言書作成** 遺言書には、「自筆証書遺言」「公正証書遺言」「秘密証書遺言」の3種類があります。おすすめは、公正証書遺言。自筆証書では、亡くなった後、裁判所の検認手続きや他の相続人の捺印を求められる場合があることに対し、公正証書では、手続きがスムーズです。

## 知っていますか「家族信託®」運用も可能な注目の制度

家族信託®は、信頼できる家族に目的を持って財産を託す制度です。重要なポイントは、託したい、任せたい相手がいること。任せる相手が決まっていれば、活用する価値があると言えるでしょう。

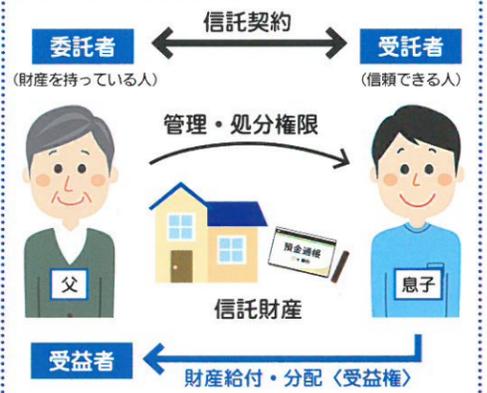
いわば「家族の名義で不動産や預金を管理する。ようなことが可能で、亡くなった後だけではなく、今から病気や認知症に備えた対策として活用できます。

不動産や預金を勝手に家族の名義で管理してしまうと、贈与税や名義預金の問題が起こるため、信託の契約書を交わし、登記などをおこななければなりません。

信託は、何のために託しているかを設定することができるので、運用目的なのか、保守なのかなど、ニーズに合わせて決めることができます。

また、家族信託®は、代理人制度である成年後見制度と異なり、財産ごとに「この不動産は長男に託す」ということが可能になります。託された人は、もらったものではないのですが、自分の名義で管理を

### 家族信託®のしくみ

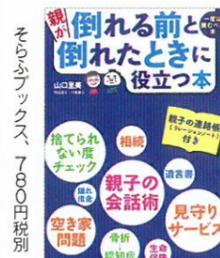


ることができるので、託した親が認知症などになっても引き続き管理を続けることができます。認知症で実家が売れない！という事態を回避できるのです。

家族信託®は、対応したところのある金融機関や専門家もまだまだ少ないのですが、既に利用が進み始めている制度で、今後は普及が見込まれています。セミナーや相談会で情報収集をしてみるのもおすすめです。

※税務について詳しくは、税理士、税務署等にお問い合わせを

## 10人にプレゼント



### 今回紹介した内容をもっと詳しく知りたいなら「親が倒れる前と倒れたときに役立つ本」

今回取材協力を頂いた山口里美さんの著書、「親が倒れる前と倒れたときに役立つ本」が、全国のセブンイレブン・セブンネットで、このたび販売をスタートしました。この記事で紹介した相続を取り巻く問題をさらに詳しく紹介した1冊です。

この本を10人にプレゼント。希望者は、はがきに、住所(〒)、氏名、電話番号を明記して、〒700-0818 岡山市北区番山町3-7 両備番山町ビル2F 岡山まちづくりオーナーズ倶楽部事務局「本プレゼント係」へ。メール= ownersclub@rrr.gr.jp でも可。9月30日(土)必着。

※セブンイレブン店頭で販売されていない一部地域もあります